

専決処分の報告について（直営清掃車両による
ごみ収集作業中に発生した事故に係る示談処理）

1 事故の発生

平成29年6月5日（月）午前9時5分頃、板橋区成増一丁目のマンションのごみ集積所において、区の清掃車両の車体後部が、同マンション敷地内に設置されたポール2本を繋ぐチェーンに引っ掛かり、その状態で清掃車両が前進したため、ポールが内側に曲がり、南京錠のフックを破損した。

（事故現場写真と図は裏面）

- 2 損害の程度 （1）相手側 ポール及び南京錠の破損
（2）区側 ブレーキランプ裏に擦り傷

- 3 示談の相手方 当該マンション所有者（区内在住）

- 4 損害賠償額 148,191円

- 5 示談成立日 平成29年8月2日

- 6 示談の処理 区は、本件の示談金として金148,191円を支払う。
保険会社を通じて、相手方よりこの事故に関する何らの債権債務が存しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨の承諾書（免責証書）の提出を受け示談した。

- 7 支 払 賠償額は全額、区が加入する保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）から「対物賠償保険」により支払われる。
区からの直接の支払いはない。

8 今後の事故防止策

当該集積所において、ごみの持ち出し場所を、マンションの管理者の協力により、チェーンの内側から、外側の自主管理歩道上に変更することにより、清掃車両が後退せずに、収集する方法へ変更した。また、区内において、同様の集積所がないかを再度確認を行い、今後同様の事故が起きないように注意喚起を行った。

また、6月8日開催の区民環境委員会で報告した3件の車両事故と今回の事故について検証した結果、「危険予知の不足」と「安全運転・安全作業意識の希薄化」が主な

要因であると分析し、東・西清掃事務所及び清掃リサイクル課の3課合同により、総合的な事故再発防止策について検討を行い、対応策については、志村警察署交通課の助言・指導のもと、以下の取り組みを実施することとした。

(1) 危険予知不足への対応策

ア 警察指導による「運転技能研修」の実施

イ ヒヤリ・ハット情報等の周知の充実

ヒヤリ・ハット事例の収集を積極的に行い、東・西清掃事務所で個別に収集した情報を相互に閲覧できるよう共有化し、事故の未然防止に向けて活用していく。

ウ 「ドライバーズチェック（運転適性診断）」の受診

(2) 安全運転・安全作業意識向上に向けた取り組み

ア 作業マニュアルの改訂

イ 指さしマニュアルを活用した「指さし確認」の徹底

ウ 「安全チェック表」の活用

エ 抜き打ちパトロールの実施

オ 「メンタルヘルスケア研修会」の実施

1 ポール・南京錠破損状態



2 現場図

